

令和5年度
(令和4年度執行分)

財政援助団体等監査結果報告書

取手市監査委員

第1 監査の概要

1 監査を行った監査委員

取手市監査委員 石橋 大輔
同 山野 井隆

2 基準に準拠している旨

監査委員は、取手市監査基準(令和2年4月1日施行)に準拠して監査を行った。

3 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

4 監査の対象及び着眼点

令和5年度取手市監査実施計画に基づき、本年度は下表のとおり4団体(4施設)を監査対象とした。

対象団体及び実施日	監査事由(施設名)	所管課
(公財)取手市文化事業団 令和5年6月29日(木)	指定管理者監査・出資団体監査 (市民会館・福社会館)	文化芸術課
(一財)取手市農業公社 令和5年7月4日(火)	補助金交付・出資団体監査	農政課
(公社)取手市シルバー人材センター 令和5年7月4日(火)	補助金交付団体監査	高齢福祉課
とりで健幸づくりパートナーズ 令和5年7月11日(火)	指定管理者監査 (ウエルネスプラザ・ウエルネ スパーク)	健康づくり 推進課

公の施設の指定管理者については当該公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が、出資団体については当該出資に係る出納その他の事務が、補助金交付団体については当該補助金に係る出納その他の事務が各々関係法令に則り、適正かつ正確に執行されているか、また、所管部局によりこれらの団体に対して、効率的な運営等について適切な指導監督等が行われているかを着眼点とした。

5 監査の期間

令和5年6月1日から令和5年7月11日まで

6 監査の方法

監査に当たっては、対象団体に関係諸帳簿等、書類の提出を求め、補助職員による書類審査等の準備調査を行い、本監査においては、対象団体職員から資料等の説明を受け、質疑応答による監査を実施した。

第2 監査の結果

上記による監査の結果は、当該財政的援助の目的に沿って、各団体とも概ね適正に執行されたと認められる。今回の監査において一部改善を要する軽微な事項があったが、本監査時に口頭で指導及び修正の確認を行った。

なお、各団体監査結果の詳細は、以下のとおりである。

1 公益財団法人 取手市文化事業団 【市民会館・福祉会館】

公の施設の指定管理業務に係る出納その他の事務の執行については、概ね適正に処理されたものと認める。前回の監査に引き続き、一部、契約関係で不適切な事務処理が見受けられたので、今一度、事務手順を見直し、適正に処理されることを求める。

2 一般社団法人 取手市農業公社

補助金、出資金に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に処理されたものと認める。事業の継続性を踏まえ、長期的に安定した事業収入が得られるよう、所管課と連携して事業の改善を慎重に検討するとともに、組織体制の充実及び強化に努められたい。

3 公益社団法人 取手市シルバー人材センター

補助金に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に処理されたものと認める。一部、補助金関係で見受けられた不適切な事務処理（実績報告書の提出時期の遅れ）については、質疑応答により今後の修正内容を確認した。当該内容で適切に処理されることを求める。

また、以前からの検討事項である貸借対照表への賞与引当金の計上については、引き続き上部団体等から情報収集を行い、動向を注視するほか、公益法人会計基準についてより一層、習熟度を高めていただきたい。

4 とりで健幸づくりパートナーズ 【ウェルネスプラザ・ウェルネスパーク】

公の施設の指定管理業務は協定書に沿って概ね適切に管理されており、また、利用料金に係る出納その他の事務の執行についても、適正に処理されたものと認める。指定管理業務の一部再委託関係で見受けられた不適切な事務処理については、質疑応答により今後の修正内容を確認した。当該内容で適切に処理されることを求める。

新型コロナウイルス感染症の影響による規制が緩和されたことに伴い、自主事業については、既存事業の改善だけでなく、新規事業の実施又は検討も行われていることを確認した。今後も自主事業の更なる充実を図り、より良い施設運営が行われることを望むものである。